

蔵理第4661号

平成12年12月27日

各財務(支)局長  
沖縄総合事務局長  
日本たばこ産業株式会社 殿

大蔵省理財局長 中川 雅治

### たばこ自動販売機の取扱いについて

製造たばこ小売販売業許可申請、営業所移転の許可申請及び出張販売の許可申請については、たばこ事業関係法令及び平成12年12月27日付蔵理第4621号大蔵省理財局長通達「製造たばこ小売販売許可等取扱要領」によるほか、下記により取り扱われたい。

なお、この通達の実施と同時に平成元年6月30日付蔵理第2598号大蔵省理財局たばこ塩事業審議官通達「たばこ自動販売機の取扱いについて」は、廃止する。

#### 記

- 1 たばこ自動販売機のみを予定営業所とする製造たばこ小売販売業(特定小売販売業を除く。以下同じ。)の許可申請については、次の各号の一に該当するものに限り許可すること。但し、次の各号の一に該当する場合であっても、未成年者喫煙防止の観点から十分な管理・監督が期し難いと認められるときは許可をしないこと。
  - (1) 申請に係る自動販売機が、申請者が営業を行っている小売店舗に併設されるとき
  - (2) 申請に係る自動販売機が、申請者以外の第三者が営業を行っている小売店舗に併設され、かつ、当該第三者が別添の誓約書を提出したとき
- 2 製造たばこ小売販売業の許可に当たっては、すべて次の条件を付すこと。

「自動販売機を設置する場合には、店舗に併設すること」
- 3 小売販売業者が上記2の条件に反して自動販売機を設置した場合(当該自動販売機の設置に係る店舗が完成前である場合を含む。)には、たばこ事業法第31条第1項第二号の規定に基づき、当該小売販売業者について、その許可を取り消し又は営業の停止を命じること。
- 4 1、2及び3は営業所移転の許可申請及び出張販売の許可申請(取扱要領第三の2の(1)に該当するものを除く。)について準用する。

(別 添)

誓 約 書

財 務 (支) 局 長 殿

(住所)

(電話番号)

(氏名)

印

今般、私が営業を行っている下記1記載の小売店舗に、下記2記載の者がたばこの自動販売機を併設するに当たり、当該自動販売機による製造たばこの販売については、私が未成年者喫煙防止のための管理責任を負うことを確認し、誓約します。

なお、「満二十年ニ至ラサル者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス」との未成年者喫煙禁止法の規定については、これを承知しておりますので、申し述べます。

記

1. 自動販売機の設置場所等

(1) 住 所

(2) 屋 号 等

(3) 電話番号

2. 自動販売機の設置者

(1) 住 所

(2) 氏 名

(3) 電話番号